

物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業補助金

物価高騰に打ち克つため、「ホワイト物流」推進のための物流の効率化、荷主企業と連携した取り組みを支援します。

■効率化のための 機器導入、設備改修

デジタル化や荷役作業の効率化 による生産性の向上



■料金・契約の見直し

運賃と料金の別建て契約 燃油サーチャージ導入



交付申請募集期間 令和4年12月28日(水)~令和5年3月15日(水)

補助金額・補助率の概要は裏面をご確認ください。

詳細・申請様式・事業計画のご提出は、鳥取県HPをご確認ください。

https://www.pref.tottori.lg.jp/308388.htm



■補助金の概要について

実施形態	単独実施	運送事業者及び荷主企業の <u>共同</u> 実施
補助対象者	県内中小企業者に該当する運送事業者(※)または荷主企業(単独) (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。)	県内中小企業者に該当する運送事業者(※)及び荷主企業の両方で構成されるグループ (運送事業者は県内に本社を有する企業に限る。)
	※貨物自動車運送事業者(共同で事業実施する場合は、代表1社を補助事業者(申請者)と してください。)	
補助対象 事業	荷主企業や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者 との運送契約の見直し等に資する取組	
補助率	1 / 2	1/2 ※宣言項目にB②「運賃と料金の別建て 契約」、B③「燃料サーチャージの導入」の いずれかを含み、実際に取り組む場合、 2/3に引き上げ
補助上限額	1 社(グループ)につき500万円	1 社(グループ)につき1,000万円
補助対象 経費	輸送費、荷役費、通関等その他輸送に必要な経費、使用賃借料、コンサルタント料、通訳翻訳料、謝金、旅費、事業計画実施のためのシステム導入・開発経費、機械器具費、備品及び消耗品購入費、委託費、施設改修費、等(既存実施事業からの経費振替は対象外)	

お問い合わせ先		
郵送	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 番地 鳥取県商工労働部 通商物流課 通商·物流担当	
電話番号	0857-26-7850	
E-mail	tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp	